

「指定介護老人福祉施設 雅之園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号 2470802022

当施設は入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退居していただく場合.....	8
7. 残置物引取人.....	10
8. 苦情の受付について.....	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 邦栄会 |
| (2) 法人所在地 | 三重県伊勢市小俣町本町 341 番 104 号 |
| (3) 電話番号 | 0596-27-5880 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 板井 徳七 |
| (5) 設立年月 | 平成 6 年 7 月 11 日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 25 年 4 月 1 日指定
介護保険事業者番号 2470802022
- (2) 施設の目的 社会福祉法人邦栄会が開設する指定介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保し、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名 称 特別養護老人ホーム雅之園
- (4) 施設の所在地 三重県伊勢市小俣町本町 341 番 104 号
- (5) 電話番号 0596-27-5880
- (6) 園長(管理者) 西口 憲次
- (7) 当施設の運営方針
1. ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
 2. ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (8) 開設年月 平成 25 年 4 月 1 日
- (9) 入居定員 施設 80 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。全て個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
居室(1人部屋)	80室	各室トイレ・洗面完備
共同生活室	8室	各ユニット完備
浴室(個浴)	8室	各ユニット完備
(特殊浴槽)	2室	2階、3階各階配置
医務室	1室	1階
談話コーナー	2室	2階、3階各階配置

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	指定基準
1. 園長（管理者）	1名	1名
2. 医師	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護支援専門員	1名	1名
5. 栄養士	1名	1名
6. 看護師又は看護職員	5名	3名
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 介護職員	51名	27名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	月～土曜日（祝日を除く） 14：00～15：30（不定期巡回）1名
2. 介護職員	早勤： 7：00～16：00 1名 日勤： 8：30～17：30 (1名) 遅勤： 12：00～21：00 1名 夜勤： 21：00～ 7：00 1名
3. 看護職員	日勤： 8：30～17：30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き、通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・「当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。」とありますが、ご用意できる範囲内で、食事内容を選択していただくことが可能です。（例：主食を常食のご飯にする、全粥にする、パンにする等）
- ・「入居者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。」とありますが、入居者の生活習慣、気分、体調等により、食事場所を選択していただくことが可能です。

（例：食堂、リビング、居室、ベッド上等）

（食事時間）朝食 7：45～ 昼食 11：45～
夕食 17：30～ おやつ 15：00～

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2～3回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員（または看護師）により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。)(料金については、別紙料金表を参照下さい)

- ☆入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。
- ☆入居者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、別紙料金表を参照下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

1. 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

基本料金 : 1,445 円 (1日あたり)

2. 居住に要する費用(特別な家電の使用料及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、特別な家電の使用料及び室料(建物設備等の減価償却費)をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額のご負担となります。

①特別な食事

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

利用料金：実費負担（近隣の理髪店等の紹介はさせていただきます）

③貴重品の管理

入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○預かり金：医療費の支払い、お小遣い等としての使用

○介護保険及び医療保険関係証の写し

④複写物の交付

入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については、実費相当額を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)をお支払いいただきます。(詳しくは、別紙料金表を参照下さい)

入居者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は、要介護 1のご利用者と同等のサービス利用料金、居住費を請求させていただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う一ヶ月前を目処としご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---|
| ① 金融機関口座からの自動引き落とし(銀行、郵便局) |
| ② 下記指定口座へのお振り込み
百五銀行 河崎支店 普通預金 477675
<small>シャカイフクシホウジン ホウエイカイ</small>
(口座名) 社会福祉法人 邦栄会 |
| ③ 当事業所窓口での現金の支払い |

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	石橋外科内科
所在地	伊勢市河崎 2-17-11
診療科	内科・外科・整形外科
医療機関の名称	玉城町国民健康保険玉城病院
所在地	度会郡玉城町佐田 881
診療科	内科・外科・整形外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	豊浜歯科医院
所在地	伊勢市西豊浜 1296-2

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設などに入院した場合

* 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（料金については、別紙料金表を参照下さい）

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

※ 入居者が当施設を退居する場合には、入居者及び契約者のご希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ 入居者が退居後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。（料金は別紙料金表を参照下さい）

7. 残置物引取人

契約締結にあたり入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 相談員 城山 久
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

伊勢市役所 介護保険担当課	所在地 伊勢市岩渕 1-7-29 電話番号 0596-21-5560・F A X0596-20-8555
国民健康保険団体 連合会	所在地 津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話番号 059-222-4165・F A X059-222-4166
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋 2 丁目 131 電話番号 059-224-8111・F A X059-213-1222

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 雅之園
説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者住所

氏名

印

ご家族住所

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5,272.63 m² (併設施設等含む)
- (3) 施設の周辺環境 伊勢市西部に位置し、県道鳥羽・松阪線に近接し伊勢市中心部や近隣町村からのアクセスも容易で、近隣には幼稚園、小学校、中学校、公共施設も充実した住宅地にあり、社会福祉施設に適した環境です。

2. 職員の配置状況

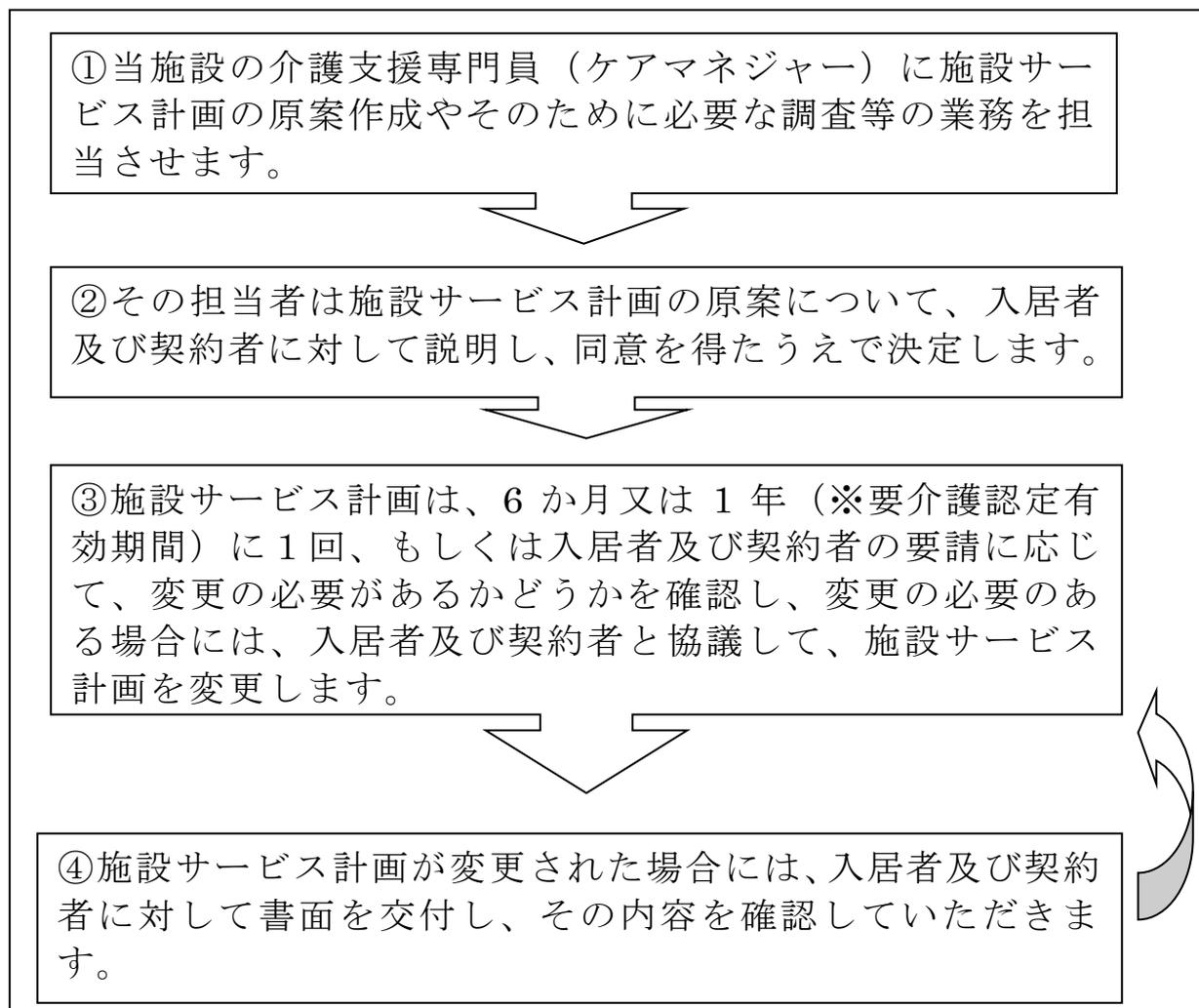
<配置職員の職種>

- 医師……………入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の非常勤医師を配置しています。
- 生活相談員……………入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。
- 介護支援専門員……………入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。
- 介護職員……………入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 看護職員……………主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。5名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員……………入居者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員（看護師が兼務）を配置しています。
- 栄養士……………食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養管理指導等を行う。1名の栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。また、入居者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦入居者に提供したサービスにより事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居に当たり、施設が許可した物以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 8:30 ~ 20:00

来訪者は、必ずその都度面会票に記入の上、職員に届け出てください。感染症流行の時期には手洗い・うがい、マスクの着用をお願いします。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、一日あたりの費用（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。（別紙料金表を参照下さい）

(4) 食事

外出等により食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免される場合があります。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。(ただし、その損害の発生について、目の行き届かない場合もございます。当方の故意又は過失による事故以外は責任を負いかねる場合がございますので、ご了承ください。)

また、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。